

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

1. 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような環境作りに向けて、採用から管理職への登用に至るまで、あらゆる段階において女性の職業生活における活躍の取り組みを進めています。市川市では「第二次 市川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を、計画期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間と定め策定しました。

2. 第二次計画の実施状況

女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況を公表します。

3. 数値目標

(1) 女性に対する職業生活に関する機会の提供

①女性管理職の割合

令和4年度までに、管理職の女性割合を26%以上にする（消防局除く市長部局等）。

数値目標（各年4月1日時点）	令和3年	令和4年	令和5年
管理的地位にある職員に占める女性割合	21.3 %	22.3 %	23.2 %

②採用試験受験者の女性割合

令和4年度までに、採用試験受験者の女性割合を8%以上にする（消防局のみ）。

数値目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総受験者数	155 名	172 名	26 名
女性受験者数	10 名	7 名	2 名
受験者における女性割合	6.5 %	4.1 %	7.7 %

(2) 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備

① 超過勤務時間 ※第四次 市川市役所次世代育成支援行動計画より

令和4年度までに「超過勤務時間数」が年360時間を超える職員をなくすように努める。

数値目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
超過勤務時間数年360時間を超える職員数	187名	230名	285名

※消防職員については、交代制勤務消防職員の21時から翌日6時40分までにおける超過勤務時間数及び休日における勤務時間数を除く。

② 男性職員の育児休業取得率 ※第四次 市川市役所次世代育成支援行動計画より

令和4年度までに、対象となる男性職員の育児休業取得率が15%以上となるよう努める。

数値目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性職員の育児休業の取得率	18.18%	29.33%	40.30%

③ 「配偶者分娩休暇」又は「男性の育児参加休暇」の取得率

※第四次 市川市役所次世代育成支援行動計画より

令和4年度までに、「配偶者分娩休暇」又は「男性の育児参加休暇」の取得対象となる全ての男性職員がこれらの休暇のいずれかを3日以上取得する。

数値目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
「配偶者分娩休暇」又は「男性の育児参加休暇」3日以上取得率	89.09%	92.00%	89.55%

④ 年次休暇の取得 ※第四次 市川市役所次世代育成支援行動計画より

令和4年度までに、80%の職員が年次休暇を10日以上取得するよう努める。

数値目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年次休暇10日以上取得率	55.73%	61.67%	64.30%